高齢者虐待防止のための指針

1　高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

当施設では、入居者の虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止・予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2　高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

①　設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

②　高齢者虐待防止委員会の構成委員

・副施設長
・看護介護師長
・看護師、介護福祉士
・理学療法士又は作業療法士
・支援相談員
・ケアマネージャー
・社会福祉士

③　高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は年２回以上開催する。

虐待事案発生時、必要な際は、随時委員会を開催する。

④　高齢者虐待防止委員会の役割

ア　虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
イ　虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
ウ　職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
エ　虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
オ　虐待が発生した場合の対応に関すること
カ　虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤　高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、看護介護師長とする

3　高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

①　定期的な研修の実施（年２回以上）
②　新任職員への研修の実施
③　その他必要な教育・研修の実施
④　実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①　虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
②　緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5　虐待等が発生した場合の相談報告体制

①　入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
相談窓口は、２－⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とする。
②　施設内で虐待等が疑われる場合は高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
③　施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

6　成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度や、その他の権利擁護事業について、利用者や家族等への説明を行うとともに、社会福祉協議会等の適切な窓口を紹介する等の支援を行う。

7　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

①　虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。
②　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。

③　対応の流れは「５．虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
④　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

８　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者等および代理人（家族等）の閲覧に供するものとする。

９　その他虐待の防止の推進のために必要な事項

３に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図るものとする。

付則

・この規定は、令和５年１１月１日から実施する。
令和 5 年 12 月 1 日改定